

山本孝夫教授 略歴及び主要著作目録・研究活動実績

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2014-07-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/16641

山本孝夫教授

略歴及び主要著作目録・研究活動実績

山本孝夫教授 略歴

一九四三年四月

京都府に生れる

一九六三年三月

三重県津高校卒業

一九六三年四月

京都大学法学部入学

一九六六年三月

京都大学法学部卒業

一九六六年四月

三井物産株式会社入社。法務を担当。※補注1

一九七一年九月

アメリカ ミシガン大学大学院 Law School (Graduate Course) 入学

一九七三年五月

アメリカ ミシガン大学大学院 Law School (Graduate Course, LL.M. 課程) 卒業。学位 Master of Laws (LL.M. 法学修士) 取得 ※補注2

—法律論叢—

一九七三年六月～同年九月

〔以後、一九九九年三月の退職までニューヨーク、東京、ロンドン、サンフランシスコなどの同社の法務部門で、国際取引、プロジェクト契約、訴訟、海外店設置・運営法務、合併事業、知的財産取引、エンターテインメント契約等を担当。知的財産法務室長。〕

一九七三年六月～同年九月

米国三井物産ニューヨーク本店 Legal Dept. ならびにニューヨークの法律事務所 (インターンシップ)

一九七三年九月～一九七九年九月

三井物産本店 Legal Division の海外法務室で国際法務を担当。(上記期間のうち、一九七六年三月～一九七八年三月革命前のイラン・日本(三井グループ五社)折

一九七九年九月～一九八二年六月
 半出資の合弁会社である Iran Japan Petrochemical Co. (本社テヘラン、石油化学工場建設地バンダル・シャプール (イラン革命後、バンダル・ホメイニと名称変更) に出向。) ※補注3

一九八二年七月～一九八五年六月
 英国 (ロンドン) の欧州三井物産 Legal Dept., (ロンドンでは、欧州、アフリカ案件を中心に国際取引、紛争解決、事業買収、プロジェクト契約等を担当。 ※補注4

一九八二年七月～一九八五年六月
 米国 (サンフランシスコ) の米国三井物産 Legal Dept., Deputy General Manager (サンフランシスコ駐在) として、サンフランシスコ、シリコンバレー、ロスアンジェルスはじめカリフォルニア州各地域、シアトル・デンバーを含む西海岸地域の取引契約、プロジェクト案件、合併事業、事業買収、訴訟案件 (民事・刑事事件) の解決等を担当。

一九八五年六月～一九九九年三月
 三井物産本店 Legal Division で、国際取引、プロジェクト、訴訟、海外店設置・運営、合併事業契約、知的財産契約、三井商標管理等を担当。税制商標室長、知的財産法務室長。 ※補注5

一九九九年三月
 三井物産株式会社 退職

一九九三年四月～二〇〇一年三月
 獨協大学法学部 非常勤講師 (「国際取引法」を毎年講義 (年三〇コマ)。併せて、一九九四年四月より外国学部の「ビジネス英語」を担当)

一九九四年八月～同年九月
 北海道大学経済学部 非常勤講師 (「比較国際経済論」国際取引」三〇コマ 夏期集中講義) ※補注6

一九九五年四月

早稲田大学システム科学研究所（ベンチャー企業講座で「ベンチャー法務」を講義）

一九九七年三月～二〇一四年三月

国際商事法研究所（IBL）講師（「海外合弁事業契約」、毎年三月に「海外合弁事業約」をテーマに一八年連続講義）

一九九七年四月～二〇一一年三月

札幌大学大学院法学研究科 非常勤講師（大学院では、法学研究科設置初年度より「企業法務研究」を夏期（九月）集中講義。二〇一〇年九月（最終回）まで行う。二〇〇〇年九月等には法学部において「企業法務論」講義）

一九九八年四月～二〇一〇年三月

日本知的財産協会 講師（「国際契約」商標、ソフトウエア、トレードシークレットに関する国際契約）※補注7

一九九八年四月～二〇〇三年三月

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 非常勤講師（同研究科設置初年度より五年にわたり「ビジネスと法」三〇コマを冬学期（一月―三月）に講義）

一九九九年四月～二〇〇四年三月

横浜国立大学大学院国際社会科学研究所 非常勤講師（同研究科設置初年度より五年にわたり「情報化社会と法政策」三〇コマを夏期集中講義）

一九九九年四月～現在に至る

東北大学工学部 非常勤講師（「知的財産権入門」毎年九月に講義）

一九九九年四月～現在に至る

明治大学法学部 専任教授（「国際取引法」、併せて、「法律英語」「法律外書講読」「国際取引法演習」を一五年間連続して担当）

一九九九年六月～二〇〇〇年六月

司法研修所 講師（民事共通選択講座 「ライセンス契約」を講義）

二〇〇一年～現在に至る

中小企業診断士試験 基本委員※補注8

一九九五年七月～現在に至る

企業法学会理事（「企業法学」編集委員）

注

補注1

「大阪支店長主宰新人二二名のための金曜夕ゼミナール」

三ヶ月の新人導入研修後、一九九六年七月大阪支店の法務担当部門に配属。二〇〇〇名を擁する大阪支店の松井捨次郎支店長は、当時大阪支店が主要相手先の山陽特殊鋼の倒産で多額の負債を抱え、打撃を受けた後の経営と士気建て直しのため、英国ロンドン支店（穀物油脂部門）から呼ばれ、着任されたばかりであった。新人二二名のために、毎週金曜午後六時から八時まで、支店長と新人二二名による研修会（ゼミナール）を開催され、新人は、それぞれ、プロフェッショナルとしての生涯のテーマを決め、六〇分ずつプレゼンを行うこととなった。山本は、テーマとして Contracts（国際契約）を選択。支店長は、直ちにロンドンに電話し、ロンドン穀物油脂取引所契約約款を取り寄せ、プレゼン研究資料として山本に手渡された。この一九六六年七月ゼミでの発表を機に Contracts（英文国際取引契約）をプロフェッショナルとしての生涯にわたって取り組む研究テーマと定めた。支店長と新人との研修は、六ヶ月続き、京都の嵐山寮で合宿研修も行われた。松井支店長は新人の発表に耳を傾け、丁寧に質問され、自らの知識を披露されることはなかった。その後、山本が Contracts の研究を深めるため米国 Law School 留学を思い立ち、支店長に志願したところ、大阪支店出身の杉生常務（人事部最高責任者）と本店法務部門の計らいと決断により、新制度（法務研修生）が創設され、実現した。（当時の人事制度上、カレッジレベルの各国への海外修行生制度（一年カレッジ、二年目の一年は近くの店で実地研修）はあったが、Graduate School への派遣制度はなかった。）大学時代の「英米法」の恩師である道田信一郎教授と上司の本店海外法務室長・千田忠雄氏（両人とも、ミシガン大学留学研究経験あり）及び極東裁判に於ける重光葵元外相の弁護人でもあった George A. Furness 弁護士（三井物産の顧問弁護士）ほか計四名の推薦の元にミシガン大学大学院 Law School に第一回法務研修生として派遣されることになった。

補注2

ミシガン大学大学院 ロースタール
ミシガン大学大学院 Law School (Graduate Course: LL.M. 課程) で、ウイットモア・グレイ教授（契約法、UCC）、リーゼンフェルト教授（国際取引法）、ジョン・ジャクソン教授（国際貿易法）、ジェームズ・ホワイト教授・ジェームズ・マーティン教授（商取引法、UCC）の指導のもとで、「国際取引法」を学ぶ。ミシガン大学大学院 Law School で、戦後、日本人として早川武夫教授（一九五〇年代）に次いで、二人目の Master of Laws (LL.M.) を一九七三年五月に山本に授与された。
イラン・ジャパン・ペトロケミカル・カンパニー（革命直前）

補注3

山本はシャー（皇帝）統治下のイラン法人である Iranian Legal Officer をつとめ、石油化学工場建設契約・企業運営法務

を担当する。合弁会社 I J P C の工場建設地（バンダルシヤプール）は、イラン南端の海に面した敷地で土漠と呼ばれる砂もない広漠とした地であり、夏は四〇度の灼熱のもと、電気、水道、ガス、住居、鉄道、港湾設備、宿泊施設初めインフラが極めて不十分で、豊かなガス田があったものの、無からの出発、建設であった。（二年の出国を経て帰国後、一年も経過しない一九七九年冬にイラン革命が勃発、さらには、隣国イラクとの間にイラン・イラク戦争が始まる。イラク軍により、建設中（八〇パーセント完成状態）の I J P C の最先端石油化学工場にミサイルを打ち込まれ、建設続行不能の損傷を受ける。革命と戦争に遭遇し、当該合弁事業 I J P C 事業については、日本側は、工場完成を待たず、撤退に向かう。I J P C プロジェクトで三井が総力で挑んだ夢は、後に「バンダルの塔」と呼ばれることがある。

補注 4

サンフランシスコ Legal Dept. . . 日立 I B M 事件

一九八二年頃になると、日米間の経済摩擦で緊張が高まり、日本企業をターゲットとする政府機関（F B I、財務省等）による囲捜査（scam）、紛争、訴訟が起きる。三井物産はサンフランシスコに Legal 部門を設置することとなったが、日本から法務部員が米国に赴任するには日米法務摩擦の影響を受けて、ビザ取得に長期（例えば八ヶ月）かかるという問題が生じた。

ロンドンからの米国赴任には、その影響がなく、米国法務要員であった山本が急遽、大西洋を越えて、（英国ではサッチャー首相のもとで、フォークランド戦争遂行中に）赴任することとなった。（一九八二年当時、日米間で、米国弁護士に於ける活動の制約緩和を要求する米国と日本側の対応をめぐり、日米法務紛争が発生し日本企業の法務部員のビザ発行が遅延する問題がおきていたが、ロンドンでは即日ビザが発行された。）サンフランシスコに一九八二年六月着任直後六月二日、F B I おとり捜査により日本人技術者が空港で逮捕されるという日立 I B M 事件がサンフランシスコで発生した。日立以外の日本企業にも同様の事件・紛争が発生または波及していた。日本企業に対して、米国政府機関により起用されたスパイによる潜入調査が行われるなど異例の事態であった。具体的説明は省くが、山本が赴任したばかりのサンフランシスコ支店も例外ではなかった。プラント部シニア・コーディネーター（インドネシア・プルタミナプロジェクト）

補注 5

その間、山本は一九九〇年三月より一九九一年四月まで、プロジェクト部門にシニア・コーディネーターとして出向。インドネシアのプルタミナ社（国営石油）関連プロジェクト契約受注・契約書の締結にあたる。プロジェクトチームに所属し、プロジェクト契約書を起案、現地交渉、契約締結に至るまで担当。出向最終日の一九九一年四月三〇日に契約調印式が行われ、Legal Division に復帰。

補注 6

北海道大学経済学部 夏季集中講義（「比較国際経済論～国際取引」）

早稲田大学アントレプレヌール研究会の濱田康行教授の招きで、山本は濱田教授のゼミ生に話すつもりで、夏季休暇をとり、北大を訪ねた。到着後、折角の機会だからゼミ生以外にも開放したと聴かされた。フエーン現象の熱風のもと、冷房のない大教室で、二〇〇名の受講者に対し、月曜から金曜まで、朝一限―六限まで、五日間の集中講義。法律を履修していない経済学部 の学生に対し、分かりやすく、国際取引、国際契約交渉・事業の現場・実際を体験例、それも、受講生の希望で失敗ケースをまじえて講義を行う。思いがけず、単位取得の正式科目となっており、レポート二〇〇枚を、帰京後、受け取り、採点・評価することとなった。講義終了後、山本は、濱田康行教授より、後日、学問の世界への転身の進言と予言を受ける。山本には不思議な経験であった。

補注 7

「知的財産・著作権のライセンス契約入門」をテキストに講義

桜色の表紙の「知的財産・著作権のライセンス契約入門〔三省堂〕」を上梓（一九九八年四月）したのを機に定例研修講師を引き受け、(リーマン・ショック翌年度二〇〇九年講座まで) 一二年にわたり、毎年、夏季・秋季に三回(三時間ずつ計九時間、六コマ分)「国際契約」について講義を行う。受講者は毎年二〇名―二〇〇名。

補注 8

国家試験となった新制度下の「中小企業診断士試験の基本委員」

国家試験としての第一回中小企業診断士試験(二〇〇一年実施)より現在(および二〇一四年度)まで一四年にわたり、基本委員として、一次・二次試験の全科目につきその方針策定、運営に参画。(基本委員・試験委員の氏名については官報で公表)試験科目は経済学・経済政策、財務・会計、企業経営理論、中小企業経営・中小企業政策、経営情報システム、経営法務、運営管理等。

主要著作目録・研究活動実績

一 著 書

1 単著

書 名	発 行 所	発 行 年 月
「英文契約書の書き方」(日経文庫)	日本経済新聞社	一九九三年五月
「知的財産・著作権のライセンス契約入門」	三省堂	一九九八年四月
「英文ビジネス契約書大辞典」(全七五三頁) (書籍版・CD-ROM版同時刊行)	日本経済新聞社	二〇〇一年一月
「英文契約書の書き方(第2版)」(日経文庫)	日本経済新聞出版社	二〇〇六年五月
「英文契約書の読み方」(日経文庫)	日本経済新聞出版社	二〇〇六年六月
「知的財産・著作権のライセンス契約入門・ 第2版」	三省堂	二〇〇八年九月

「増補改訂版・英文ビジネス契約書大辞典」(全

二〇一四年二月

一三三六頁) An Enlarged and Revised

Edition: A Dictionary for Standard International

Business Contracts (書籍版) ※補注⁶

2 共著

「ベンチャー企業の経営と支援」

日本経済新聞社

一九九四年一〇月

監修者・松田修一 早稲田大学アントレプ

レヌール研究会編 著者・松田修一、濱田

康行、山本孝夫ほか計一四名 分担部分「第

五章ベンチャー企業の法務と対応」(単著)

「シリーズ・ベンチャー経営2 ベンチャー
日本経済新聞社

一九九六年四月

マネジメントの变革」

監修者・柳孝一、山本孝夫 著者・松田修

一、山本孝夫ほか 分担部分「第四章第四

節「法務・知的財産・海外展開からみたり

スクマネジメント pp137-160」(単著)

「解説実務書式大系 知的財産権Ⅲ研究開発・三省堂
ライセンス」

一九九六年八月

監修者・北川善太郎、谷口安平、園部逸夫ほか六名 編集者・辰巳直彦、松居祥二、山本孝夫ほか計四名 著者 茶園成樹、片山英二ほか計一六名分担部分 (pp285-439) [本書全体の約三分の一]

「商標のライセンス、トレードシークレットのライセンス、著作権のライセンス、臨接領域(総説)」(単著)

日本経済新聞社

二〇〇〇年四月

—法律論叢—

「ベンチャー企業の経営と支援・新版」
監修者・松田修一 早稲田大学アントレプレヌール研究会編 著者・松田修一、山本孝夫、濱田康行ほか計一六名 分担部分 第七章「ベンチャーの危機と対処」(松田修一と共同執筆)、第八章「ベンチャー企業の法務と対応」(単著)

「知的財産権辞典」

三省堂

二〇〇一年六月

監修者・北川善太郎、齋藤博 編集代表

者・奥山尚一、片山英二、松田政行・山本孝

夫（ライセンス契約担当） 編集協力者・松

本直樹ほか計七名 執筆者・松田政行、松

本直樹、山本孝夫ほか計一〇二名

「ビジネス方法特許ハンドブック」

フジテクノシステム

二〇〇二年一〇月

編集者・夏井高人ほか計三名、担当部

分・「ビジネス方法特許と関連企業法・契

約上の留意点」(pp98-107)

「知財ライセンス契約の法律相談」(全八五五

青林書院

二〇〇七年四月

頁)

編集者・山上和則ほか計二名、執筆者・山上

和則、山本孝夫ほか計六五名 担当部分・秘

密保持契約とオープンション契約、ノウハウラ

イセンス契約、秘密保持義務

「改定版・知財ライセンス契約の法律相談」(全 青林書院

二〇一一年五月

一〇八一頁)

編集者…山上和則ほか計二名、執筆者…山

上和則、山本孝夫ほか七六名、担当部分…秘

密保持契約とオプシヨン契約、ノウハウラ

イセンス契約、秘密保持義務

二 論文(すべて単著)

論文等の名称

発行所

発行年月

—法律論叢—

「知的財産部門の役割(TCS)と人材育成(Seven Seas of Intellectual Property Division)」(「特

日本特許協会(現・日本知的財産 一九九三年四月
協会)

許管理」一九九三年四月号)

「国際取引紛争と外国弁護士事務所起用上の注
意点(上・下)」(「国際商事法務(IBL)」)

(社)国際商事法研究所(IBL) 一九九三年一月～十二月

- 「サバテイカル・イヤー（マキシマムロー・ミニマムロー）NBL 巻頭言」〔NBL No.534
一九九三年十二月一日号〕※補注10
- （社）商事法務研究会
一九九三年十二月（一日）
- 「国際取引・知的財産法の学び方」～梁山泊としてのゼミナール（Seminar at Michigan Law School and Coffee Shops）〕（五八回連載）〔国際商事法務（IBL）〕
- （社）国際商事法研究所（IBL）
一九九四年一月～一九九八年八月
一九九九年九月～一九九九年一〇月
- 「知的財産契約の常識」（一〇回連載）〔CIPICジャーナル〕Vol.27—Vol.39
- （財）日本関税協会知的財産情報センター
一九九四年三月～一九九五年三月
- 「商社から見た知的財産ビジネス・知的財産活動」〔特技懇〕一七五号
- 特許庁技術者懇話会
一九九四年五月
- 「知的財産部門の役割と知的財産法務の学び方」〔CIPICジャーナル〕Vol.33
- （財）日本関税協会知的財産情報センター
一九九四年九月

「コペンハーゲン AIPPI Executive Committee

(社) 日本国際工業所有権保護協会

一九九四年九月～一九九五年二月

「国際工業所有権執行委員会」印象記」(副

題・白夜のメモリー) (二) — (七)

(AIPPI 日本部会のトレードシークレット

委員会、フランチャイズ委員会の委員とし

て、熊倉禎男弁護士ほかとコペンハーゲン

開催の執行委員会に参加した際の模様・議

論等を七回に分け、連載して報告) (機関誌

「AIPPI (月刊) 一九九四年九月号から一九

九五年三月号に掲載)

「企業活動と大学教育」国際取引法と知的財

(社) 商事法務研究会

一九九六年一〇月

産法の展開」(「企業法学」第五卷、企業法

学会編集) (筑波大学で一九九五年一〇月に

行われた企業法学会で発表後、大幅に追加

して論文に纏めたもの」

- 「企業活動と法学教育」企業活動の国際化と
リスクマネジメント」〔札幌企業法務〕第
二号） 札幌大付属企業法務研究所 一九九七年四月
- 「知的財産・著作権のライセンスに関わる紛争
とADR（裁判外解決方法）」〔知財研フォー
ラム〕第三三三卷一九九八年 Spring 号）※補
注11 〔財〕知的財産研究所 一九九八年五月
- 「ビジネス法務習得への道」〔旬刊経理情報〕
一九九八年七月一〇日号） 中央経済社 一九九八年七月
- 「物語で学ぶ実践法務」(一)(二)〔旬刊経
理情報〕一九九八年七月二〇日号、八月一
日号） 中央経済社 一九九八年七月～八月
- 「外科医が手術のメスを扱うように（巻頭言）」
〔社〕商事法務研究会 一九九九年八月
- ※補注12（月刊）「クレジット&ロー（Credit
& Law）No.119」一九九八年八月二〇日号）

「秘密保持契約・ライセンス契約における秘密保持条項の研究とリスクマネジメント」 日本知的財産協会

二〇〇六年二月

〔「知財管理」第五六卷二号〕 ※補注13

「海外合弁事業契約の研究とリスクマネジメント」(A Study of Joint Venture Agreement and Risk Management of Joint Venture)

二〇〇六年三月

〔「明治大学社会科学研究所紀要」第四四卷第二号〕 ※補注14

15

「取締役の義務と株主の訴訟」(翻訳) ※補注 (社) 商事法務研究会

二〇〇九年一月(二二日)

15

執筆者：メアリー・アーデン 英国高等法院

裁判官／英国ローコミッション委員長

翻訳者：山本孝夫(「企業法学」(Business Law

Review Vol.7, pp3～33))

「ゼミナールのすすめ」(Opinion 巻頭言) レクシスネクシス・ジャパン

二〇一一年六月

(Business Law Journal 2011.6) ※補注16

三 その他 (幅広いテーマの研究と法学教育の充実への様々な試みと実践)

1 学会・研究会・国際会議・大学院・研究機関等での発表・講演・提言

内容

主催

日付

「ベンチャー企業の法務と対応」法務・知的財産・海外展開」※補注17 早稲田大学アントレプレヌール研究会 (WERU) 一九九三年五月(二二日)

「AIPPI ロビンハーゲン執行委員会 (Executive Committee) に参加し、「トレードシークレッツ委員会」「フランチャイズ委員会」メンバーに所属し、提言策定に向け、発言。」(この会議に参加した際の模様、議論の報告を七回に分けて機関誌「AIPPI」に連載した。)

(社) 日本国際工業所有権保護協会 一九九四年六月(二一日)～一八日)

「ベンチャー企業の経営と支援」ベンチャー 全国地方銀行協会 一九九五年五月（三二日）

企業の法務・知的財産・国際取引とリスク
マネジメント」（講演）（W E R U：早稲田

大学アントレプレヌール研究会の世話人活

動の一環として、講演・提言を行う）

「企業活動と大学教育」国際取引法と知的財 企業法学会（筑波大学大学院・企 一九九五年一〇月（二日）
産法の展開）※補注18 業法学専攻）

「企業活動と大学教育」国際取引法の研究・ 国際取引法研究会（早稲田大学大 一九九六年四月
教育方法について）※補注19 学院）

「知的財産重視時代の法務と大学教育」（講演・ 横浜国立大学大学院 一九九六年七月（一〇日）
発表）（講演者・山本孝夫、司会者・円谷峻

教授）

「ベンチャーの法務」知的財産・海外展開と 中小企業事業団・中小企業大学校 一九九六年八月（七日）
リスクマネジメント」（講演・発表）※補

（府中）

注20

「OECDカナダ・オッタワ電子取引ラウン
OECD(カナダ・オッタワ事務局) 一九九八年四月

ドテーブル会議」に日本代表の一員として

参加、見解を発言」 ※補注21

「工業所有権仲裁の将来」工業所有権仲裁セ
工業所有権仲裁センター(日本弁
二〇〇〇年三月(二七日)

ンター第二回シンポジウム(弁護士会館)・
護士会連合・弁理士会)

パネリスト・スピーカー

(コーディネーター 谷口安平京都大学名

誉教授、共同パネリスト・スピーカーは早

川吉尚立教大助教授、佐藤安信名古屋大

学大学院助教授)

「判例研究・宇宙戦艦ヤマト事件(東京地裁
著作権法学会(判例研究会・専修
二〇〇二年七月(二四日)

判決)について」 ※補注22

大学)

(発表・山本孝夫、司会と評・齋藤博専修

大学教授)

「国際ライセンス契約の研究」ライセンス契約の注意点とリスクマネジメント」第一
第一〇部会（弁護士会館） 二〇〇九年四月

東京弁護士会第一〇部会 国際契約研究会
（発表：山本孝夫、司会：仲谷栄一郎弁護士）

「海外合弁事業契約の研究」合弁事業契約の
リスクマネジメント」 一橋大学大学院国際企業戦略研究 二〇〇九年六月
科

（発表：山本孝夫、司会：宍戸善一教授）

「国際合弁事業契約の研究」合弁事業が遭遇
する問題 [A to Z]」 第一東京弁護士会業務改革委員会 二〇一二年五月

第一〇部会（弁護士会館）

第一東京弁護士会第一〇部会 国際契約研

究会（発表：山本孝夫、司会：新熊聡弁護士）

「国際ジョイント・ベンチャーの理論と実務」 第一東京弁護士会業務改革委員会 二〇一三年七月

(第一東京弁護士会 渉外セミナー) 第一〇部会(弁護士会館)

パネルディスカッションの部のパネリスト・

スピーカーとして講演・見解発表(司会・宍

戸善一 橋大学大学院教授、共同パネリス

ト・スピーカー・柏木昇・元東大教授、梅

谷真人氏ほか計四名。)

2 知的財産・契約法務知識・契約技術の普及への試み

内 容

主 催

日 付

「日本版AUTM(米国大学技術移転マニユ 技術移転マニユアル検討委員会東 一九九八年～一九九九年

アル)の制作プロジェクト」に参画(二九 北大学・東北大学TLO(東北テ

九九年一〇月に「AUTM技術移転マニユ クノアーチ)

アル」として完成。※補注23

「東北大学工学部学生・研究者に対する知的財産法知識、ライセンス契約知識の普及への取り組み」はじめはインフォーマルな工学部研究者向け講座。一九九九年より正式課題『知的財産権入門』として講義」※

一九九八年～二〇一三年

補注24

「都内、横浜市に所在の国際的企業の法務・知的財産部門若手、若手弁護士との英文契約研究会（ゼミナール）の実施による国際契約法務知識の普及の試み」 ※補注25

二〇〇二年～二〇一二年

3 模擬裁判、模擬契約交渉、サブゼミナールを活用した法学教育の試みと実践

内容

日付

「模擬裁判の実施方法の研究と正規ゼミにおける模擬裁判の実施」※補注26

一九九九年～二〇一三年

「模擬法廷での模擬裁判の実施と大学志願者

二〇〇五年一二月

むけ広報用DVD制作撮影のための模擬裁

二〇〇六年一月

判の実施」※補注27

「サブゼミナール（外書輪読、映画シナリオ輪

二〇〇一年～二〇一三年

読、ESS、就職活動支援サブゼミ等）の

実施」※補注28

「優秀で意欲ある明治大学法学部生にどのよ

一九九九年四月～二〇一三年

うに対応すべきか…サブゼミとオフィスア

ワーの充実」※補注29

以上

注

補注9 「増補改訂版・英文ビジネス契約書大辞典」(An Enlarged and Revised Edition: A Dictionary for Standard International

Business Contracts)

第一部・第一章「国際ビジネスと契約書」、第二章「ドラフティングの基本」、第三章「一般条項」、第四章「売買契約」、第五章「ライセンズ契約」、第六章「サービスマネジメント契約」、第七章「合併事業契約」、第八章「秘密保持契約」、第九章「事業譲渡契約」、第一〇章「エンターテインメント契約」、第十一章「雇用契約」、第十二章「融資契約」、第十三章「各種契約」、第二部・第一章「英文契約書の基本用語」、第二章「英文契約書の頻出表現」。国際取引の交渉実務と契約書の英語表現を八二八の基本例文(英文)を用いて解説(全例文に和文翻訳・解説。本書は、国際取引の現場で契約交渉・法務に携わる人々を支える役割を果たすことを主眼とする実用機能を備えた教科書(一三三六頁)である。同時に山本にとっては本質的には、本書

は（実用書の衣裳を纏つてはいるが）大学を卒業したばかりの法務部門新人であった一九六六年七月に思い立ち、プロフィールシヨナルとして生涯をかけて探求してきた Contracts（英文ビジネス契約書）についての研究をとり纏めた研究書である。また、本書は、山本が後世に贈る知的財産・国際契約・法務に携わる人材育成のための教科書であり、教育の理論と実践の書でもある。本書には、山本が明治大学に着任した一九九九年年度の国際取引法ゼミ第一期生から二〇一二年年度の一四期生（現在四年生・当ゼミ標準の男女一〇名ずつ二〇名）まで連続一五年にわたる、毎年ゼミで取り組んできた「国際契約交渉」、「清里夏期合宿・模擬法廷・ゼミ教室での模擬裁判」の成果、ならびにゼミ生たちの卒業・社会進出以降の法務部門・知的財産部門や各業界での活躍や希望・意見も刺激となり、随所にその反映をちりばめている。山本には幸運なことに、これまでの Contracts 研究の集大成でもある本書を、明治大学法学部における「国際取引法」の一五年目、最終講義年度の最後の学期、二〇一四年二月五日に、自身の古稀記念出版の形で上梓することとなった。

補注10

サバティカルイヤー（マキシマムロー・ミニマムロー NBL 巻頭言）

一九九二年春のある日、山本が友人の米国人ロイヤーとパレスホテルで昼食をした時、友は、これからサバティカルイヤーをとるといふ。友人から山本に問うことばが飛ぶ。「もし、Mr. Yamamoto が自由な一年のサバティカルイヤーをこれから取るとしたら、何をすすすか？ 実現したい夢は何だ？」考えていないことで、答えられなかった。山本は、この友の問いの答えを探して、一年を過ごした。「少し、考えてみたい。一年後にここで、会おう。」一年後、再会した二人。同じ場所、同じ居の掘をながめ、食事をしながら、友人が答える。「パンジョーをマスターするかわりに、ロシア語をマスターしたよ。君は答えがみつかったか？」山本が答える。「『英文契約書の書き方』（日経文庫）を今月（一九九三年五月）上梓したよ。もうひとつは、先月（一九九三年四月）から獨協大学の教壇に立って、大学で「国際取引法」の講義を週一回しはじめた。また、担当室の役割を見直し、知的財産法務室長になったよ。」山本にとっては、サバティカルイヤーは、人生の進路の舵を切る（見果てぬ）夢だった。友は笑顔で答えた。「この一年は、ワーキング・サバティカル・イヤーだったんだね。」（補足すると、上記エピソードの山本の友人は、モリソンフォースターのプレストン・ムーア弁護士である。ムーア弁護士は、弁護士業の傍ら、早稲田大学で教壇に立ち、「アメリカの民事訴訟法」を講義していた。また、テキストとして、有斐閣から「アメリカの民事訴訟法」（共著）を上梓している。ムーア弁護士は、いわば、無意識のうちに山本のビジネスモデルにもなって影響を与えていた。しかし、転機となったのは、ムーア弁護士の質問である。「もし、サバティカル・イヤーをとるなら、何をするか？」サバティカルイヤーは山本の憧れであった。英国詩人ジョン・キーツの詩 Ode to Psyche にあらわれる “sweet enforcement” にあたる。

転身をすすめた友の北大や他の大学にはあるという。明治大学の一五年間では、*impossible dream*であったが。）

補注11

「知的財産・著作権のライセンスに関わる紛争とADR（裁判外解決方法）」

山本が知的財産研究所のADR委員会（委員長・梅本専修大学教授 委員をつとめていた経緯で、知的財産・著作権紛争の解決方法としてのADRについて本論文を執筆したもの。日弁連と弁理士会が協力して、工業所有権仲裁センターを創設するという背景もあり、ADRの活用とその将来が注目されていた。

補注12

「外科医が手術のメスをあつかうように」（巻頭言）

東北大学工学部の知的財産権入門講座設置を機に青葉台大ホールで第一回記念講演を行い、その際の山本と聴衆（教員、研究者、TLO東北テクノアーチ、学生）との契約に関する質疑応答光景を紹介したものである。「ライセンス契約に携わる上で、大事なことは何でしょうか?」「英語という両刃の剣を外科医が手術のメスを扱う正確さで使うことです。」

補注13

「秘密保持・ライセンス契約における秘密保持条項の研究とリスクマネジメント」

一九九八年度より、日本知的財産協会の「国際契約」セミナー講師を引き受け、二〇〇九年まで、同会会員（企業・法律事務所）受講者（法務・知的財産部門のメンバーが中心）に対し、毎年三回に分け、夏季か秋季に九時間ずつ講義を行っていた。その経緯から、会員からの要望や関心の高い秘密保持条項について、論文にまとめ、発表したもの。

補注14

「海外合弁事業契約の研究とリスクマネジメント」

国際商事法研究所（IBL）の「海外合弁事業契約講座」の講師を一九九七年から引き受けて、毎年三月に講義を行っていた経緯があり、講義一〇年目を契機として、研究テーマとして、論文に纏めたもの。当初、山本は、IBLの機関誌「国際商事法務」への連載により発表することを企画していたが、本学（社会科学研究所）紀要に収録することとなった。

補注15

メアリー・アーデン英国高等法院裁判官と論文・国際会議司会（筑波大学）

本論説は、一九九七年一〇月一日に企業法学会主催の国際会議における「企業法学における取締役の義務・株主代表訴訟・コーポレートガバナンスの現代法学の諸問題について」筑波大学大学院で、研究会を開催した際の講演、原稿をもとに翻訳したものである。山本（翻訳者）は、一〇月一日に司会者のひとりとしてコーポレートガバナンスのセッションを担当し、メアリー・アーデン裁判官の講演、質疑応答を聴講した上で翻訳を行なった。

補注16

「ゼミナールのすすめ」（巻頭言）

二〇一一年三月の東北大地震・原発爆発事故は、大きな惨禍をもたらし、明治大学も三・四月は卒業式・入学式が中止、授業

補注17

の開講は五月上旬に延期された。四年生の就職活動も採用計画が一部白紙となり、不透明となった。かかる状況で四年国際取引法・山本ゼミのゼミ長は、士気維持のため、三月下旬から五月上旬まで、女子一五名のゼミメンバーを一回一名（JAPAN）とに分け、少人数出席のゼミナールを週二回程度、山本の研究室で開催する計画をプロジェクトJ（立ち上げ、JAPAN）と名づけて遂行した。厳しい状況下で、ゼミ生は、学問・研究を継続し、進路を決め、実現した。当該ゼミ長は、二〇一二年三月、卒業式で、法学部首席で総代を務め、卒業後も頻繁に大学に來訪し、後輩の指導にあたる。また、大学の要請に応え、付属明治高校に講演に行き、ふだんのゼミ授業のDVD画像を使い、法学部授業の楽しさを語り、高校生から、熱い歓迎を受けた。巻頭言で、山本は、補注1でふれた松井支店長のゼミナール、本補注で記述したゼミ長の立ち上げたゼミナールを紹介し、厳しい時期であればこそ、一層、地道な勉学の重要性を説き、それぞれの持ち場で自主的なゼミナールを起すことを提唱した。「早稲田大学アントレプレヌール研究会（W E R U）によるベンチャー叢書とW E R U世話人活動」

この発表を基盤に、W E R U編集による一連の「ベンチャー企業叢書」二冊（いずれも日本経済新聞社刊行）に論文にまともて、収録・発表した。山本はこの早稲田大学アントレプレヌール研究会では世話人のひとりとして、夏合宿をふくむ研究会、出版企画コンペ・刊行を初め、実際のベンチャー企業家に対し、中小企業事業団でのプロジェクトや、経済産業省・中小企業庁の関わるベンチャープラザ等の現場でアドバイザー役を引き受け、あるいは中小企業大学校におけるベンチャー法務の講義などの活動に従事した。具体的な変革を求め、活動する研究者集団であった。この研究会が母体のひとつとなり、一九九八年に早稲田大学大学院アジア太平洋研究科を誕生させた。山本も同研究科の設置申請時からその活動に加わった。W E R U主導でベンチャー支援のベンチャーキャピタルも設立され、資金拠出をした。ベンチャー投資は早稲田大学に結集したプロ並びに研究者集団によっても黒字運営は容易でないことを身をもって学んだ。

補注18

「企業活動と大学教育」国際取引法と知的財産法の展開」

茗荷谷の筑波大学大学院の企業法学会一九九五年一〇月総会で行ったこの発表を基盤に、翌年論文にまとめ一九九六年一〇月刊行の企業法学会機関誌「企業法学」に収録・発表した。

補注19

「国際取引法研究会」（早稲田大学大学院）

国際取引法研究会（早稲田大学。主宰者は内田勝一早稲田大学教授及び円谷峻横浜大学大学院教授（現明治大学法科大学院教授）、国際取引法研究会には、後藤巻則獨協大学助教授（現早稲田大学教授）のすすめと、内田・円谷両教授の招きにより一九九四年春より参加している。山本は途中、大学の業務等により活動を控えていた時期があるが、近年、再活動をはじめ、後

進の研究者をサポートしている。

補注20

「中小企業大学のカリキュラム」

W E R U 早稲田大学アントレプレヌール研究会の世話人活動の一環として、講演を行う中小企業大学の事業の企画・運営には、その後もカリキュラムの樹立・見直し、講義引き受け等につき関わるがあった。

補注21

「カナダ・オッタワ電子取引ラウンドテーブル会議」

国際的な電子取引に対し、ソフトをダウンロードするライセンス側の国・州で如何に間接税を課税するか、不課税とするかを討議する国際会議。日本側からは、大蔵省審議官ら二名、経団連代表二名が派遣され、その経団連代表の一員として参加した。会議は、二日間（四月一日～二日）にわたり、ラウンドテーブル方式で行われ、各員、座席の前のボタンを押して、自由に発言する形式であった。付加価値税を課している欧州租税当局代表、電子取引先端企業、クレディットカード会社、米国は州租税当局代表が参加。大蔵省・経団連からの派遣協力要請で、経団連企業の一員として参加した。当時、電子取引間接税課税をテーマに官民合同（インフォーマルな形式）の検討がなされていて、参加していたという経緯がある。

補注22

「宇宙戦艦ヤマト判例研究発表（著作権法学会・判例研究会）」

発表者・山本孝夫（六〇分）、司会と評・齋藤博専修大学教授（二五分）。

山本には事前に知らされていなかったが、当該判決を下した飯村判事、訴訟当事者の代理人（弁護士）が出席して前列で聴講しているという判例研究会での発表であった。発表後、場を改め別席で、齋藤博教授、飯村判事、研究会運営世話役のメンバーと意見交換を行う機会が設けられた。飯村判事は、日本知的財産協会の会合でも、現役判事でありながら、「判決を除き」知的財産法と政策、裁判制度について気さくに意見交換の言葉を交わす稀有な気骨ある方である。判決を下した判事参加の判例研究会、発表は、研究に有益であり、刺激になる。研究会での発表に発表者が、真剣に臨むのはどの発表でも同じであるが、裁判に直接立会い、判決を下す当事者には、独自の感覚と視点がある。目の前で当事者の声、姿を見、自ら、証拠・証言を吟味する裁判官と対等に判断を競い、確信を抱く判例研究を行うすべ（技）を修得する契機になる。

補注23

「日本版AUTM大学技術移転マニュアル作成。東北テクノアーチ（TLO）」

日本における産学技術移転およびその担い手であるTLOの運営にとつて、必要な部分を選定し、翻訳要約版を制作。翻訳は、技術移転マニュアル検討委員会が担当した。文部省・通産省・特許庁からもオブザーバーとして三名参加、検討委員会の委員は全体で二一名。山本もその委員として活動した。AUTMは、Association of University Technology Managersの略。

マニュアルの正式名は、AUTM Technology Transfer Manual (1996)。

東北大学経済学部西澤昭夫教授を委員長としていた。日本の大学技術移転機関が民間に大学で開発した技術を大学の知的財産権を保持し、適切に民間に技術移転（ライセンス、開示、利用許諾等）できるようにするのが目的である。山本は西澤教授の招きをうけ、三井物産に在籍中から本プロジェクトに参加し、同委員会の翻訳会議に参加。マニュアルが完成し、日本の主要TLO（大学技術移転機関）により、活用されている。マニュアルの柱のひとつは、特許を初めとする大学知的財産のライセンス契約である。山本は、明治大学でのTLO（知的資産センター）設置時も、マニュアルを提供し、その運営・記念セミナー等で委員・講師として参加・協力した。

補注24

「東北大学工学部における知的財産権講義と知的財産権入門講座」

一九九七年頃より東北大学工学部の井口教授や東北大学出身の母校を思う友人（早稲田アントレプレスール研究会メンバー（世話人）の濱田康行北大教授、熊谷巧氏の呼びかけに応じて、一九九八年以前から毎年、仙台を度々訪れ、そのTLO（東北テクノアーチ）の設置・運営準備と東北大学工学部におけるその学生及び研究者に対する知的財産権とライセンス・秘密保持契約等の知識普及・教育に協力した。一九九八年までは、インフォーマルな知的財産権講座として講義していたが、一九九九年度より東北大学工学部の正式科目として『知的財産権入門』が設置され、一九九九年度開講以来、現在に至るまで、一五年にわたり、工学部学生向けに毎年、青葉台工学部校舎で講義を引き受けている。毎年、一〇〇名〜二〇〇名の工学部学生が登録し、受講する。協力のきっかけは義侠心というが、理系の学生への知的財産権とライセンス契約知識・秘密保持契約の講義は日本における重要課題である。

補注25

「英文契約研究会（若手ゼミナール）」（国際企業・法律事務所内）

具体的な説明は省くが、東京都内あるいは横浜市に所在する国際的な企業（自動車メーカー、半導体メーカーなど）の知的財産・法務部門の若手並びに法律事務所の若手弁護士で英文契約を学ぶことを希望しているメンバーとそれぞれ、「英文契約研究会」（四名〜七名のゼミナール）を作り、一年〜四年にわたり、月一回のペースで、研究会を継続した。現在どのような事項が現場で問題、解決すべき新しい課題となっているかを具体的な状況、問題意識とともに、知ることができるため、研究者側にもヒント、刺激となる。山本の場合は、このようにして提起された新たな問題、課題への解決の試み、提案を研究し、二〇一四年二月に上梓したばかりの「増補改訂版・英文ビジネス契約書大辞典」（単著、一三三六頁）で法務部新人飛鳥凜のドラフトニングの提案の形などを使って、提示している。

補注26

「ゼミ生による手作りの模擬裁判実施による法学教育の実践」

国際取引法ゼミナールでは、普段の授業と清里夏合宿（三・四年次ゼミ生は別々に三日ずつ合宿を実施）、模擬法廷などで、各年度、ゼミ生自身の手で作上げた模擬裁判・模擬契約交渉（原則英語使用）を行い、法律知識を修得する。一五年間にわたり、連続して、夏合宿を清里で行い、模擬裁判を三日にわたりくり広げた。ゼミ生は、三年次、原告・被告・裁判官チームに分かれ、それぞれ約六〇時間×一〇〇時間の準備を行い、清里での模擬裁判に臨む。判決文も清里で裁判官チームが書き上げ、最終日（三日目）の朝に言い渡す。大抵、裁判官チームは徹夜で書き上げることになる。四年次は模擬裁判に限らず、各年次自由を選択する一二期生は、すべて英語による裁判を実施。一三期ゼミ・一四期ゼミは、いずれも、リーマンブラザーズ対丸紅事件をもとに模擬裁判をつくりあげた。準備には、膨大なエネルギーが必要であり、夏休み中（七・八・九月）に五回から七回各チームで集合して準備を行う。二期ゼミ長からの二年生ゼミ見学（毎年四〇名一六〇名の見学者のもとで模擬裁判を駿河台の教室で実施）の志願者への挨拶は、つぎのとおりだった。「私たちのゼミは、いつも、自分達が全員で協力して一生懸命取り組み、掲げた目標を達成しようとする厳しいゼミです。私が思う山本ゼミにきていただきたい方は、覚悟のできる方です。ゼミは山本ゼミだけではありません。それぞれの方々にとっていいゼミがいくつもあるはずですよ。色々なゼミを見て自分に一番あったゼミを選ぶことが、それぞれ一番しあわせなことだと思います。もし、それが山本ゼミであったなら、私たちは、とてもうれしく思います。」

模擬裁判を準備し、成功裡に実施するためには、膨大なエネルギー・情熱と知識欲、勇敢さ、そして、チームワーク、人間性の修養、強靱な意志と体力の維持が必須である。ゼミ長の選抜とリーダー教育については、毎年、ゼミスタートの一年前、山本は和泉校舎において、木曜一限ゼミ教室で開催した（二限法律英語の）二年生サブゼミ（外書 About Law 輪読会、映画シナリオ輪読ESS）からリーダー（候補）を選抜し、一年間鍛えた。三期ゼミのゼミ長（二年次）の時から一貫している。そもそも、山本が和泉校舎木曜一限にサブゼミを行うようになったのは、当時、二年生の女子二人（三期生）が、水曜朝の三年ゼミの一限サブゼミ「早朝法律外書（About Law）輪読会（駿河台）」に継続出席し、和泉においても、木曜一限（八時半より二時間）開催するよう提言したからである。驚いたことに二年生七名が一年を通して参加し、うち五名（いずれもゼミ入室）のちに一年間の協定校留学または指定校留学に選抜された。強靱で誰からも慕われるリーダーがいなければ、模擬裁判を行う厳しいゼミは成り立たない。現実には、女性中心に憧れのゼミ先輩とのつながりで、和泉時代（二年春）に強靱なリーダー（候補）を中心に七名から一〇名のプレゼミがスタートしていた。例年、ゼミ先輩の影響で元気な女子が多数のゼミであったため、

補注27

女子リーダー中心であったが、三期（四年次）、八期、一二期一三期のように、男子がゼミ長、またはゼミ長のパートナーとなり、副ゼミ長、ゼミ長補佐をつとめることもあった。男子がゼミ生（ゼミリーダー、副ゼミ長格）であるための資格・要件は、「清潔感に溢れ、凛々しい紳士たること」であった。模擬裁判に入る前に、各チームによるプレゼンを重視し、ゼミ募集・合格者選抜直後の（二年次）二月には次年度ゼミ生を集め、課題の選択とチームごとのプレゼンの準備を開始する。ゼミでの最初のプレゼンでは、「①プレゼン発表二分あたり、最低一時間の準備をすること、②会社や機関へのインタビューに行くこと、③外国語の場面を入れること」を課した。また、スポーツを重視し、一二期、二期よりスポーツ特別入試入学者用にゼミ枠一名分をつくり、四年連続、一名ずつ受け入れた。二〇一一年六月のゼミでは、スポーツマン五人のチームが、東京都（旧オリンピック招致委員会）を訪問・インタビューした上で、「二〇二〇年オリンピックを東京で」というプレゼンをスペイン語・韓国語・英語で行なった。山本は、明治着任前に三井物産の上司からはなむけの言葉として「一九六〇年代、大学紛争で大学が荒れた時、明治では、運動部（体育会）学生たちが勇敢に大学の教育・教授・授業を守った」という伝説を聞いた。

「模擬法廷での模擬裁判の実施：大学広報用DVD制作のための撮影とゼミによる卒業記念模擬裁判の実施・撮影」

模擬裁判を模擬法廷で行うこともゼミ生に覚悟を決め、強い自立心を持ち、真剣に取り組み、渾身の力とチームワークを発揮、高揚させるために有効である。大学広報部の要請を受けて、二〇〇五年二月八日、二〇〇六年一月七日と二年にわたり、模擬法廷で模擬裁判を演じ、高校受験生むけのDVD（PR用）の制作のための撮影が行われた。六・七期ゼミ生、八期ゼミ生（三年次）が、模擬法廷で約一時間にわたり、模擬裁判を行い、広報部門委託のプロ撮影班が撮影した。二〇〇八年一月二日五日には九期ゼミが模擬法廷で模擬裁判を実施した。卒業記念模擬裁判であり、法学部広報誌でもその模擬裁判風景の写真が四枚掲載された。

広報による模擬法廷での模擬裁判の、撮影に備え、普段のゼミ授業で、プレゼンや模擬裁判を撮影する慣行ができ、最近の清里ゼミ合宿での模擬裁判やラストプレゼンまで続いた。撮影を担当したゼミ生（七・八期）が日本テレビに就職する例が続いた。撮影を始めると、ゼミ生の授業態度が顕著に変化した。撮影の時、聴く立場の学生も撮影対象となるため、授業に集中し私語がなくなった。身だしなみ・化粧などの丁寧な手入れが行われ、顔つき・服装が端正となり、話す言葉が美しく、正確で明瞭な発声が行われるようになった。山本は模擬裁判を体験すると法科大学院に進むメンバーが増加するかと想像していたが、実際には、テレビ局、広告会社、映画会社（松竹）、化粧品会社、航空会社（CA）、サービス業（宝飾店）、MR（製薬業界）などへの大幅な進出が進んだ。法務部門や裁判所事務官への進出も増加した。二〇〇五年の広報部による撮影の二年前、二〇〇

補注28

三年秋には五期ゼミ生（三年次）は、後期ゼミ授業はすべて模擬法廷における模擬裁判を実施した。その裁判官チームのメンバーが法科大学院（明治）に進学する道を選択し、司法試験にも合格した。

「サブゼミナール（外書講読、映画シナリオ輪読、ESS、就職活動支援サブゼミの実施）」

三期ゼミ生（ゼミ長）の頃より、正規のゼミ時間のほか、志願者にサブゼミを多数設けて実施してきている。たとえば、当初は、民法・契約法サブゼミ（水曜六限、金曜午後・夕）及び英語サブゼミ（About Lawの輪読会、映画シナリオを読むESS）（金曜の二限、水曜の二限など）を実施した。さらに、四期の舞法会塾生（民法法研究サブゼミ生）であったある女子学生の提案とその後、ゼミ生や三年生（志願者）の希望により二〇一四年一月まで就職活動支援ゼミ（企業研究、模擬面接、OG招待・懇親企業法務部訪問等）を実施した。舞法会・就活ゼミと呼ぶ。

ゼミ長は第一期ゼミ以来代々女子が引き継ぐのが伝統となった。〃個〃が強く元気な女子が集まるゼミという事情がある。九期ゼミは女子が二〇名（男子三名）、一〇期は女子一二名（男子三名）、一一期ゼミは女子一五名（男子は卒業時一名）、一二・一四期では女子一二名ずつ（男子一〇名ずつ）である。ゼミには、先輩OGが後輩の求めに応じ来訪し、助言や模擬面接を行う就職支援のインフォーマルな女性組織（舞法会）や慣行があった。秋や冬にしばしば就職活動や進路相談のため、会いたい先輩を招き、現役生との女性懇親会や食事が紫紺館や山の上ホテル（ヒルトップ）等で開かれた。「プロジェクト・ユー（You）」と呼ばれた。舞法会でOGの助言を受けたゼミ生（舞法生）は一〇〇パーセント進路・就職が希望通り決定している。

一方、男子ゼミ生には山本が三年前期と秋に月曜六限のサブゼミ（模擬面接）を行い希望者全員に模擬面接を実施し、備えた。男子もトレーニングを受けたメンバーは、ほぼ希望通り、現四年生（四期生）ではNHK記者、一一期生ではパイロット（全日空）などに決まった。広告、テレビ局などのマスコミ（日本テレビ二名、NHK二名、朝日新聞二名、日経一名など）、広告業界（朝日広告、読売広告など多数）などにも進んでいる。四期生では、現役四次次に旧司法試験に合格し、その後、米ロースクールに留学し、涉外弁護士として活躍している者もいる。インベックスなど海外赴任しているメンバーもいる。米国カリフォルニア州弁護士として現地で就職しているゼミ生もいれば、米国公認会計士資格を取得したゼミ生もいる。法務・知的財産部門への就職も少なくない。総合商社も一四期女子（現四年生）が丸紅に決まっている。金融業界や航空業界（CA、地上職など）に進むゼミ生も多い。

補注29

「優秀で意欲ある明治大学法学部生にどのように対応すべきか…サブゼミとオフィスアワーの充実」

明治大学法学部には、優秀で意欲ある学生が数多く集まって来る。彼らにどのように対応すればよいのか、というのが、一九

九九年四月着任以来の研究テーマのひとつであった。意欲的な学生に対し、探求し、試みた策は、サブゼミナールの実施である。平均して毎年、目的別に週五コマのサブゼミを実施してきた。希望しないゼミ生には参加を求めない。サブゼミで活動した学生は卒業後、生き生きと社会人として活躍をはじめている。卒業後も、現役生以上に会う機会があるほど、よく研究室を来訪し、後輩ゼミ生にも会う。

募集により国際取引法山本ゼミ生として受け入れた意欲的な学生への対応だけではない。着任してまもない二〇〇〇年度には、受講生の有志の強い希望で、大教室での正規の「国際取引法」の授業で、一年の殆どにわたり、受講生による模擬裁判を毎回実施した。受講生を裁判官、原告団代理人、被告団代理人の三チームにわけ、三チーム主要メンバーが全員出席していることを条件に五月に模擬裁判を実施したところ、皆出席が前・後期続き、模擬裁判を一年間継続することとなった。かかる有志のひとつりは、原告側主任弁護士として準備書面の作成など熱心に取り組み、模擬裁判の授業に貢献した。また、山本ゼミの伝統となった女子就職活動サブゼミ（舞法会・就職活動支援・模擬面接サブゼミ）は、二〇〇二年秋に、前記のとおり、それまで山本ゼミで二〇〇〇年に始めたサブゼミ（民事法・契約法研究・舞法会）に四期舞法塾生として参加していた女子学生（三年）の提案と強い希望で誕生させたものである。彼女は、三年の三月に第一希望の業界に就職の内定を決め、以降、次の世代のためにサブゼミ（英語サブゼミと就職活動準備サブゼミ）を行い、引き継いだ。次世代のサブゼミ生二名は、彼女のリードのもとに、舞法ゼミを三年前期は「007」「コール」「ラストサムライ」など、映画シナリオを読む英語サブゼミ（E.S.S.）とし、後期に入り、模擬面接ゼミとした。

国際取引法ゼミの五期生のひとり（女子学生）のゼミへの加入がその後のゼミ、民法研究会・舞法会ならびに就職活動支援・舞法会の大きな力となった。一二期（二人）、一四期ゼミ生（一人）の進路の決定と実現についても、大きな役割を果たした。（当該五期生は、後輩の希望に応えて、大阪からその週末土曜午前に上京し、相談を受けた。）大学の広報（オープンキャンパス、広報機関誌等）にも貢献した。当該五期生の大学・ゼミ紹介を読み、高校後輩が入学し、ゼミに一二期生として入室する。当該五期生は、前記の四期舞法塾生の高校（津セントヨゼフ高）の一年後輩である。同高は、山本の津高校時代の宿舍の目の前にあり、山本の父重作（阿漕駅長）が毎日通学の送り迎えしていた学生たちの高校である。不思議な縁である。この話を当該一二期生から聞いた津セントヨゼフ高のシスター（恩師）は「それは神様の思召しです。」と話されたという。模擬裁判と就職活動準備サブゼミは国際取引法・山本ゼミの伝統となったが、そのスタートの段階では、前記の原告側主任弁護士をつとめた学生と四期舞法塾生の貢献が原動力となった。二人とも、南保勝美先生のゼミ生である。山本は、自身のゼミと授業は（そ

の教え子を通じて）南保勝美先生に助けられてきたと受けとめ、感謝している。

次に、山本は、意欲的で優秀な留学生への対応も重要な課題であるとして、取り組んだ。例えば、山本が着任した年の一九九九年度には「国際取引法」受講一期生の中に法律相談部の学生とひとりの留学生（二人が首席）が際立って優秀で、一〇二二教室の教壇の前に出て、堂々と意見を述べた。一期ゼミ生にはゼミ女子の留学生で首席の俊才がいた。二期留学生は、山本が大教室の国際取引法の授業で突然に始めた当時話題になっていた知的財産権紛争（映画コピー上映差し止め事件）の仲裁案件で、教壇の前に出てもう一人のゼミ生と仲裁人を立派につとめた。山本によれば、「この二人の留学生は、勉強が何より好きで、優秀な上、気品に包まれた度胸と不屈の闘志、国境を越えて自由な人生を切り開いて進む自立心がある」。歴代ゼミリーダーに求められる資質でもある。

優秀で意欲的な留学生への対応について、山本の達した結論は、山本がミシガン大学大学院ロースクール留学時代に教えと指導を受けた恩師ウィットモア・グレイ教授（*Adviser for the foreign student, Mr. Takao Yamamoto*）の対応を見習うことだった。グレイ教授にならえば、向上心の高い優秀な留学生に対しては、“*Adviser for the foreign student*”として彼らの希望するオフィスアワーに、いつでも来訪を歓迎し、研究室で話を、常に味方としての立場にたって丁寧に聴き、親身に助言し、時に厳しく指導するということである。教壇に立つ者が、受講生の考えていること、希望していること、ぶつかっている課題などについて、耳を傾けることの大切さは、どのような場合も、変わらないだろう。山本は、一九九三年四月、初めて大学の教壇に立つ直前に先輩・メンターから大学では、四つのことをこころがけるように助言を受けた。明治での一五年を含み、二〇年間にわたり、非常勤六大学、司法研修所など研修機関を含む大学、研修機関での講義で守り通そうとした。一つ目は、講義では、毎回、リアクションペーパー等により、学生の意見に耳を傾け、学生ひとりひとりを大切にすること、二つ目は、教壇では、受講生への礼儀として、ジャケット・背広を着用し、立って講義し、教壇の椅子には座ってはならない、三つ目は（異論があるかもしれないが）パイロットと教師は、体調を理由に休むことがあってはならない（当時、山本は、三井物産で知的財産法務室長をつとめていたが、毎週国際取引法の講義の日の前、二日間の業務・生活スケジュールを見直し、朝型に切り替えた）。最後四つ目は、「ひたすら研究を続け、成果を書籍出版や機関誌・講演等で発表し続けること」だった。

山本が、意欲的で優秀な学生に対応する方法について、試行錯誤の末、到達した結論は、サブゼミの積極的かつ柔軟な活用・運用とオフィスアワーの設定・充実である。ただ、いつも大切なのは、正規ゼミと授業の充実である。最初から順調にはいかない。紆余曲折の末、自然に流れがでる。（*The course of true love never did run smooth.*）

ミスをおかせば、改めればよい。再挑戦すればよいと思おう。最大限のエネルギーと細心にわたる注意力、絶え間ない考察、再挑戦が現場での教育の充実には欠かせない。山本の母校ミシガン大学大学院 Law School から教壇に立つ者に送る激励のことはとして、学び、受け継ぎ、心の支えとして来た言葉がある。

1. Love your students. Then, you will be forgiven for your many shortcomings.

2. Take your students as seriously as you take yourself.

「考え抜き、挑戦し、失敗しても、立ち上がり、挑戦を繰り返して行く覚悟をしよう。『大器晩成』を信じて。『大器晩成』は、山本が大学時代にゼミ(商法)教授・大隅健一郎教授から教わった言葉である。山本研究室には、大隅健一郎教授から山本に送られた激励の封書の手紙が今も、額に飾られている。一九九三年の秋の日付である。」

補注30

補足 (acknowledgments)

「3 模擬裁判、模擬契約交渉、サブゼミナール等を活用した教育の研究と実践」においては、模擬裁判・サブゼミをはじめとする研究・実践の遂行上、一九九九年四月より二〇一四年三月に至るまで十四代・一五年にわたるゼミリーダーたちの献身的な貢献・努力・支援を得たことを記す。第一期(一九九九年四月発足、二〇〇一年三月卒業)・中西絵里奈・森幸両ゼミ長、二期・佐藤美緒ゼミ長・土屋(隆一郎)リーダー、三期・小池梓ゼミ長・大嶽愛・小島正人リーダー、四期・海寶(裕美子)・相澤(悠輔)・関川(裕)リーダー、五期・松原千春・横山枝里・金澤新リーダー、六期・吉永愛子・原田さとみ・古館麻美・柴田憲人リーダー、七期・山本小百合・高橋里江・山田綾乃・服部千賀子・新井達リーダー、八期・吉田有希・長島史和両リーダー、九期・大塚泰子・畑生理沙両ゼミ長・村口富美・岡杏奈・町田巨樹リーダー、一〇期・中岡さや香・小澤朋代・塚田大輔リーダー、一一期・堀幹弥ゼミ長・鈴木美緒・朴昭蓮・市川楓子リーダー、一二期・倉内彩圭ゼミ長・経塚理香子・原口夏美・森本大二朗リーダー、一三期・安部美奈子ゼミ長・斎藤友貴・川崎絢子・金子(信)・金親(知憲)・寺門克リーダー、一四期(二〇一二年発足、二〇一四年三月卒業)・宝樹杏奈ゼミ長・廣海舞・久津名美希・櫻井真理子(マリーヌ)・青木新リーダーを代表として名をあげ、謝意を表したい。また、山本にとって教育方法研究の模索期であった初期に、模擬裁判やサブゼミ、プレゼン重視の授業と研究の発表に大きな貢献をしてくれた黒葛原歩君、長愛貴恵さん、金恵京さんに敬意と謝意を表したい。かかるリーダーや学生達の渾身の努力と精進・後進(次世代)支援、(山本着任後)一五年にわたる法学部事務室・和泉教務課の職員の方々からいただいた揺るがぬ、暖かい支援と、南保勝美先生を筆頭とする(教員)同僚各位のご教示なしには、かかる模擬裁判、模擬契約交渉、サブゼミナールを活用した教育の研究と実践を行い、このような詳細な形に活動内容を本稿

としてまとめることはできなかった。学生、職員、教員の方々からうけた激励のことばが、英文国際取引契約に関する研究を深め、二〇一四年二月に「増補改訂版・英文ビジネス契約書大辞典」として完成・上梓する過程で、刺激にも原動力にもなった。また、着任当初からご指導・助言を賜わった先輩・諸先生に深く感謝している。なかでも、伊藤進先生からは、学問研究・指導の厳しさを、三枝一雄先生からは、模擬裁判・広報・教科書執筆の大切さを、納谷廣美先生からは、学生のための就職支援の情熱を、上井長久先生からは、学生への優しいまなざしを教わった。末尾ながらここに記し、心からお礼を申し上げる。